

すべての子どもたちの  
育ちを応援！！

### 三次市乳児等通園支援事業

# 子ども誰でも通園制度

すべての子どもたちの育ちを応援するため、保護者の就労要件等を問わず、保育施設等に通っていない3歳までのお子様を預けることができる制度です。ぜひご利用ください。



## 子ども誰でも通園制度のポイント

### 子ども誰でも通園制度とは？

- 保育施設等に通っていない子どもが対象です。
- 月10時間まで保育施設等を利用でき、集団生活を通じて成長を促す制度です。
- 「一時預かり」は保護者の就労や病気などの理由が必要ですが、子ども誰でも通園制度は理由を問いません。

### どんなことができるの？

- 集団活動や体験を通じて、子どもの成長や発達に刺激をもらうことができます。
- 子どもの発達や育児に不安がある場合に、経験豊富な保育士から具体的なアドバイスなどを受けることができます。
- 子育てから一時的に離れてリフレッシュする時間がもてます。

## ①と②すべてに該当する子どもが対象です

### 対象

- ① 生後6か月から満3歳未満の子ども ※満3歳の誕生日前々日まで利用できます。
- ② 保育所、認定子ども園、地域型保育事業、幼稚園等に  
通っていない未就園児 ※認可外保育施設に通っている子どもは対象です。

### 利用時間

子ども一人につき  
月10時間まで

※施設によって1回あたりの利用可能時間が異なります。

### 利用開始

令和8年4月1日(水)

※利用認定申請は令和8年3月17日(火)からを予定しています。

### 利用料金

1時間300円

※つぎの世帯に該当する場合は利用料金の減免を受けることができます。

- ・生活保護世帯
- ・市民税非課税世帯
- ・市民税所得割課税額合計が77,101円未満の世帯
- ・要支援や要保護など市が特に支援が必要と認めた世帯

### 実施施設

- ・東光保育所
  - ・三良坂保育所
  - ・こうぬ保育所
  - ・認定みゆき子ども園
  - ・三次あゆみ保育園
  - ・酒屋保育所
  - ・みわ保育所
- ※利用方法や施設の詳細は裏面をご覧ください。



## 利用の流れ

### 【利用認定】

- 「利用資格認定申請書」を保育課に提出してください。  
※様式は市ホームページからダウンロードできます。
- 資格認定後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」からアカウント発行のお知らせメールが届きます。
- メールに記載の手順通り、総合支援システムにログインし、情報登録を行ってください。

※「こども誰でも通園支援制度総合支援システム」はこども家庭庁が提供するシステムです。実施施設の受入状況の確認や利用予約などを行うことができます。

### 【事前面談】

- 総合支援システムで希望する施設を検索し、事前面談を予約してください。
- 施設から日程調整の連絡（電話やメールなど）があります。  
施設で面談を受けてください。 ※安全に保育を提供するため、アレルギーや病気等の聞き取りを行います。

### 【利用予約】

- 総合支援システムで利用の予約をしてください。
- 予約が確定したら、施設からメールが届きます。

### 【利用】

- 予約に従って施設を利用し、利用後は利用料を支払ってください。

## 実施施設

施設名	住所	電話番号
東光保育所	三次市四拾貫町12-1	0824-63-7838
酒屋保育所	三次市東酒屋町579	0824-63-7505
三良坂保育所	三次市三良坂町灰塚60-2	0824-44-2231
みわ保育所	三次市三和町敷名11460-9	0824-52-2009
こうぬ保育所	三次市甲奴町本郷11627-1	0847-67-5252
認定みゆきこども園	三次市畠敷町1868-2	0824-62-1388
三次あゆみ保育園	三次市粟屋町2827-1	0824-62-5353

施設によって受入人数や受入時間・利用方法、給食提供の有無などが異なります。  
詳しくは市ホームページをご確認ください。

## ご利用にあたっての注意事項

- ・施設での事前面談において、集団保育が困難であると判断された場合、利用できない場合があります。
- ・利用料は、施設の指定する方法でお支払いください。
- ・利用予約を行った後、キャンセルする場合は、事前に施設に連絡してください。  
利用予約が完了した時点から、キャンセルポリシーの対象となります。  
キャンセルポリシーをご確認のうえご利用ください。詳細は市ホームページにてご確認ください。